答　　申

１　審査会の結論

熊谷市長（以下「処分庁」という。）が平成２５年１１月６日付けで行った、「富岡市長の、交際費で行った、箱田通りのコンパニオン派遣会社との関係」（以下「本件対象情報」という。）を非公開（不存在）とした決定（以下「本件処分」という。）については妥当である。

２　異議申立て及び審議の経緯

異議申立て及び審議の経緯は、次のとおりである。

⑴　異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成２５年１０月２７日付けで熊谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、処分庁に対し本件対象情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

⑵　これに対し処分庁は、同年１１月６日付けで、本件対象情報について、「文書不存在のため」との理由により非公開（不存在）の決定を行い、申立人に通知した。

⑶　申立人は、同月１１日付けで、処分庁に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

⑷　当審査会は、本件異議申立てについて、平成２６年２月１９日に処分庁から条例第１１条の規定に基づく諮問を受けるとともに、行政情報非公開決定理由説明書の提出を受けた。

⑸　当審査会は、同日に処分庁から意見聴取を行った。

⑹　当審査会は、同年３月１２日に申立人の口頭意見陳述の聴取を予定したが、申立人の欠席により行われなかった。

３　申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

富岡市長が、市税を費やして箱田通りのコンパニオンを使い、政略に利用してきたのは周知の事実であるから、本件対象情報は存在するはずである。

４　処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

⑴　本件公開請求において求められている行政情報は、市長の交際費を支出して有した市道第５０７４８号線（通称箱田通り）沿いにあるコンパニオン派遣会社と本市の市長である富岡清との関係に係るものと考えられる。

⑵　しかし、市長が交際費を支出して当該コンパニオン派遣会社と関係を有した事実はない。

⑶　そのため、本件公開請求に係る行政情報について、本市は取得又は作成をしておらず、存在しない。

5　審査会の判断

当審査会の判断は、次のとおりである。

⑴　本件異議申立てについて

本件異議申立ては、熊谷市長が交際費を支出して有した箱田通りにあるコンパニオン派遣会社との関係に関する本件公開請求を行ったことに対して、処分庁が当該行政情報は存在しないとして非公開（不存在）とした決定を不服として行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性について判断するため、次のとおり本件対象情報の存否について検討する。

⑵　本件対象情報の存否について

当審査会が処分庁から意見聴取を行ったところ、処分庁は、本件対象情報の存否について検討するに当たり、市長の交際費に係る帳簿を見直したが、コンパニオン派遣会社に対して交際費を支出したことを示す文書は存在しなかったと説明した。また、市長の交際費については市のホームページにおいて常時公開されている旨の説明がなされた。

当審査会が熊谷市のホームページを見分したところ、確かに熊谷市長の交際費について月ごとに日付、内容及び金額が公表されており、その中にコンパニオン派遣会社と関係性を有すると推認させるものは存在しなかった。このことから、本件対象情報は不存在であるとする処分庁の説明に特段不合理、不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件対象情報について、処分庁が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

以上のことから「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

山口　道昭、渡辺　実、自在　暁

審議の経過

年　　月　　日	内　　容
平成２６年２月１９日	諮問を受ける
同日	処分庁から行政情報非公開決定理由説明書を受理
同日	処分庁から説明及び審議
同年３月１２日	審議
同年４月１４日	答申